

柔軟な働き方がしやすい環境整備に向けた関連情報のご案内

千葉労働局雇用環境・均等室

▶ テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン

このガイドラインは、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入と実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取り組み等を明らかにしたものです。



主な内容

- ・テレワークの導入に際しての留意点
- ・労務管理上の留意点
- ・テレワークのルールの策定と周知
- ・さまざまな労働時間制度の活用
- ・テレワークにおける労働時間管理の工夫
- ・テレワークにおける安全衛生の確保
- ・テレワークにおける労働災害の補償
- ・テレワークの際のハラスメントへの対応
- ・テレワークの際のセキュリティへの対応

詳しくはHPをご覧ください

テレワークガイドライン 厚労省

検索



▶ 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援する助成金です。

※ テレワーク勤務を、新規に導入する事業主の方及び試行的に導入している、又はしていた事業主の方が対象です。

支給要件及び支給額は次のとおりです。詳細は支給要領等をご確認ください。

	支給要件	支給額
① 機器等導入助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。 ● テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。 ● 評価期間（機器等導入助成）における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 評価期間（機器等導入助成）に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施する 又は ✓ 評価期間（機器等導入助成）に対象労働者がテレワークを実施した回数の週平均を1回以上とする ● テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。 	<p>支給対象経費の 30%</p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円× 対象労働者数</p>
② 目標達成助成	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。 ● 評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。 ● 評価期間（目標達成助成）に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。 	<p>支給額 支給対象経費の 20% (35%)</p> <p>※以下のいずれか低い方の金額が上限額 ・100万円 又は ・20万円× 対象労働者数</p>

※()内は貸金要件を満たした場合に適用

助成対象となる取組

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器等(※)の導入・運用
※令和5年4月1日からテレワーク用端末（P.C.、タブレット、スマートフォン）のレンタル・リース費用が助成対象となります。その他の支給対象となる経費については、支給要領をご確認ください。
- ④労務管理担当者に対する研修
- ⑤労働者に対する研修



助成金の詳細・問合せ先

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPを確認いただくか、千葉労働局雇用環境・均等室（043-306-1860）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索

【お問い合わせ先】

千葉労働局雇用環境・均等室

電話：043-306-1860 FAX：043-224-7675